

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		三の倉市民の里の利用料金の還付の決定		
根拠例規及び条項		多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例(平成元年条例第 3 号)第 15 条ただし書		
所 管 部 課 名		環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例施行規則(平成 9 年規則第 43 号)第 11 条第 1 項		
	基 準	規則第 11 条第 1 項の規定により、次のとおりとする。 (1) 利用者の責めに帰すことができない事由により、利用できなかった場合は、既納の利用料金の全額 (2) 利用者が利用前までに利用許可の申請の取消しを届け出た場合は、既納の利用料金の額の 5 割に相当する額 (3) 利用の日の前 3 日までに利用許可の申請の変更を申し出た場合で、既納の利用料金の額が変更後の利用料金の額を超えるときは、当該超える額		
	設定年月日	平成 9 年 3 月 31 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3～7 日程度 (注：休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 3～7 日		
	設定年月日	平成 9 年 3 月 31 日	最終変更年月日	
備 考				